

建設工事の最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適用の変更について

令和 7 年 5 月 22 日

沼津市財務部契約検査課

建設工事の発注において、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づき最低制限価格等を設定した入札を行っているところですが、ダンピング対策の強化のために、最低制限価格又は失格基準価格を適用する範囲を拡大します。

なお、この変更は、令和 7 年 5 月 23 日以降に入札公告を行う建設工事の案件から適用されますので、ご注意ください。

○変更の要点

変更前	変更後
工事の内容・性質等を考慮し、解体工事、機器費の割合が高い工事などの建設工事について、最低制限価格又は失格基準価格を「なし」と設定する。	解体工事、機器費の割合が高い工事を含め、沼津市が発注する全ての建設工事に対して、原則として、最低制限価格又は失格基準価格を設定する。

(参考) 沼津市 H P

[・ 沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領](#)

[・ 沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領](#)

※リンクがうまく作動しないときは、

沼津市 H P ホーム＞事業者の皆様へ＞入札情報・契約＞建設工事及び工事関連業務委
＞建設工事請負契約に係る要領・要綱など（その他）

をご参照ください。